

巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて

－ 制度的な側面からの論点整理（案） －

前回検討委員会の議論におけるそれぞれの論点ごとの御意見について整理を行うとともに、それらを踏まえ、環境省にて、巨大災害発生時における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するための対策スキームを検討するに当たっての制度的な側面に関連する事項について、次のとおり論点整理を行った。

※委員からの御意見については、前回検討委員会での発言順に記載しています。

1. 巨大災害発生時の災害廃棄物処理に関わる各主体の役割・責務の明確化

1-1. 各主体の役割・責務について

(1) 国の役割・責務

<委員からの御意見>

- ① 国が司令塔を果たすという点について、災害後の基本的な方針をまず決めていくというところは大変重要な国の役割。方針の策定に当たり、情報収集をいかに適切に迅速にやっていくかというところが大変重要。
巨大災害廃棄物対策チームは、発災時に現地指導等をしてもらうために派遣するだけでなく、いかに意思決定していくための情報収集を図るかという観点でも役立つべき。（大迫委員）
- ② 国がリーダーシップをとるという点で、発災後に、具体的な災害に応じた処理指針をできるだけ迅速に出してもらいたい。指針があれば、そこに向かって市町村は動きやすくなる。（遠藤委員）
- ③ 国交省などの再生資材を利活用する省庁とも連携した上で、トータル的な計画なり、指針というのが必要と考える。（遠藤委員）

<方向性（案）>

- ① 巨大災害により生じた廃棄物の処理においては、国がリーダーシップ（司令塔）機能を果たすことが重要である。
- ② また、この司令塔機能は、災害廃棄物処理に係る平時からの備えと巨大災害が発

生した後の対応の両方において、国が基本的な方向を示すことによって発揮される必要がある。特に、発災後には、その災害に特化した処理の指針をできるだけ迅速に打ち出すことにより、地方公共団体に対しより具体的な処理の方向性、工程表を示すことが必要である。

- ③ これら基本的な方向を示すことだけでなく、地方公共団体の自主的な取組及び広域での協力・連携だけでは災害廃棄物の処理が困難な場合には、国は自ら被災地域に代わって処理することが必要である（代行処理については詳細後述）。
- ④ 以上の国の措置を環境省が中心となって進めるときには、巨大災害時に設置される予定の政府全体の緊急災害対策本部及び復興対策本部と緊密な連携を取り、再生資材の利用促進等を図ることが重要である。
- ⑤ また、これら国の措置を行うに当たっては、処理の方向性を検討し、進捗管理を行うため、情報収集を適切・迅速に行う観点から、被災地に対して技術的な助言、指導を行うこととしている巨大災害廃棄物対策チームの効果的な活用方法の検討が必要である。あわせて、処理の全過程において、国民に対する被災地の正確な情報発信が、適時、的確に行われることが重要である。

(2) 都道府県の役割・責務

<委員からの御意見>

- ① 都道府県の役割として、中心的な役割を担うというのは当然必要。但し、都道府県は現場を知らない、ノウハウがないという課題があり、具体的に都道府県にどう実効性のある取り組み方をさせるかという仕掛けは必要。（千葉委員）
- ② 都道府県には直轄の土地がないこともあり、災害廃棄物処理に必要な仮置場の設置や仮設処理施設の用地選定については、一義的な責任は市町村とすべき。但し、産廃事業者への処理の委託や市町村単独ではできないことについて、都道府県が支援することは当然に必要。（志村委員）
- ③ 小さな市町村単独で考えていくのではなくて、やはり最初からある程度ブロック的な考え方で役割を考えていくことが現実的。（福島委員代理）
- ④ 市町村ができるだけやり、できない部分を都道府県でやる。その上に国ということになるわけだが、最も重要なのは都道府県ではないか。現時点では都道府県は一般廃棄物処理について十分な知見やスタッフを有していないと考えられるが、これを機に、都道府県は、災害廃棄物という観点からもう少し踏み込むべき。（貴田委員）

<方向性（案）>

- ① 災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務である。しかしながら、東日本大震災時の宮城県や岩手県の処理の例を踏まえれば、都道府県において、被害の状況に応じて、国と連携しつつ、自ら域内の災害廃棄物処理の実行計画を作成することも念頭に、被災市

町村における処理、非被災市町村における処理、事務委託を受けた都道府県自らによる処理、主要な民間事業者による処理等により、県内でどこまでの処理が可能かということと、当該都道府県外を含む広域処理や国への代行処理の要請は必要かということについて、同時に見極めを行うという役割が重要となる。このため、平時から、これらを踏まえて地方公共団体の役割分担を考えておくことが、円滑かつ迅速な処理の観点から極めて重要である。

- ② 平時からの備えの具体化を図るため、当面の間、都道府県は、その管内市町村分の処理を一括して処理しなければならない事態に平時から備えるとともに、当検討委員会が「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成26年3月とりまとめ。以下「グランドデザイン」という。）において示した地域ブロック単位での災害廃棄物処理体制を実効性のあるものとして構築し、継続的に機能させていくことが求められる。
- ③ あわせて、都道府県には、平素から市町村に対して行っている技術的な援助や、産業廃棄物処理業・施設の許認可を通じた知見に基づき、今後、市町村を中心に組み込まれてきた災害廃棄物の対策により深く関与すること、そのための技術水準の維持・向上に向けた取組を行うことが求められる。また、国にも、そのような取組を支援することが求められる。

（3）市町村の役割・責務

<委員からの御意見>

- ① 主体毎に役割を整理するのは重要。但し、例えば港湾関係では管理者が市、県、フェニックスといった場合があり、一律に県、市という形で整理するのは適当でない場合があるため、柔軟な整理を考えるべき。（鈴木委員）
- ② 東日本大震災では、災害廃棄物処理を国が全面的に引き受けることになったときに、市町村が一切を国で取り仕切ってほしいというスタンスになってしまった雰囲気があった。市町村には、被害者という側面と、当事者としてしっかり取り組まないと物事が進まないという側面があり、両面とも重要。（鈴木委員）
- ③ 都道府県には直轄の土地がないこともあり、災害廃棄物処理に必要な仮置場の設置や仮設処理施設の用地選定については、一義的な責任は市町村とすべき。但し、産廃事業者への処理の委託や市町村単独ではできないことについて、都道府県が支援することは当然に必要。（志村委員）（再掲）

<方向性（案）>

- ① 市町村は、災害廃棄物を含め、域内のごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う責任を有しており、かつ、平時から、現に生活ごみやし尿の処理のための施設や体制を有し、処理を実施している。

- ② このため、市町村は、被災者という側面を有するものの、災害時であってもこれらの処理の責務を負う者として、処理を適切かつ迅速に行うことが必要であり、巨大災害時にはさらに仮置場や仮設処理施設用地の選定、広域処理の受入れに係る住民との調整において、市町村が主体的に取り組むことが求められる。
- ③ また、東日本大震災の経験に鑑みれば、単独では災害廃棄物を処理できない事態も想定されるため、平時から都道府県、地元事業者と十分な協力・連携関係を構築しておくことが必要である。
- ④ なお、例えば政令指定都市のような地域の中核となる市にあつては、周辺市町村が被災した場合には、自らの市のみならず、周辺市町村一帯の災害廃棄物処理の中核としての役割を積極的に果たすことが想定される。

(4) 事業者等の役割・責務

<委員からの御意見>

- ① 民間事業者が、災害時に各事業者から出た廃棄物をどう処理するのかについて、事前に事業継続計画（BCP）の枠組みの中で考えておくことも重要。（平山委員）
- ② 交通インフラは、がれきの輸送等でも重要な役割を果たすことを踏まえ、いかにその産業廃棄物を出さないように事前に対応をとれるかという視点も重要。（永田委員）

<方向性（案）>

- ① 災害時には、被災地域において平素から事業活動を行っている廃棄物関連事業者だけでなく、プラント供給事業者、資機材供給事業者、危険物取扱事業者等の幅広い事業者による主体的な災害対応が不可欠である。
- ② 例えば、避難所から発生するものを含め、し尿や生活ごみの処理による公衆衛生の確保は、災害対応の初期段階における健康被害を防止する上で極めて重要な課題であり、一般廃棄物処理業者の協力が不可欠である。
- ③ また、発生する災害廃棄物の多くは、性状としては通常産業廃棄物として処理されているがれき等であることから、産業廃棄物処理事業者や建設業者・解体業者等の協力及びこれらの事業者の有機的な連携が決定的に重要である。
- ④ さらに、これらの事業者が十分にその能力を発揮するためには、仮設処理施設の供給者や、廃棄物処理施設等において使用する資機材、薬剤の供給者等の協力が不可欠である。
- ⑤ 加えて、交通・インフラ事業者、大規模な生産活動を行う事業者等の大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、できるだけ主体的に処理することが望ましい。
- ⑥ このように、これらの事業者には、発災後の主体的な対応と他の関係者による災害廃

棄物処理への協力が望まれる。このため、発災後に求められることが想定される役割に応じて、発災直後から円滑かつ迅速な災害廃棄物処理へ協力できるよう、あらかじめBCPを策定し発災に備えるよう努めるとともに、BCPの中で自らの排出する廃棄物をどう処理するかについても検討しておくことが望ましい。

- ⑦ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に当たっては、関連事業者だけでなく、廃棄物処理に関わる大学、研究機関や民間コンサルタント等の協力が不可欠であるため、平時から巨大災害廃棄物対策チームの活動等を通じてこれらの者の活動を支援していくことが求められる。

(5) 被災地域と非被災地域の相違を踏まえた役割分担の整理はどのようなものか

<委員からの御意見>

- ① 巨大災害においては、隣の地区はもちろんのこと、太平洋沿岸一帯が被害を受けることになるので、基本、原則は各地方公共団体がきちんと処理を行っていくという意識を持つようにする必要があり、広域処理に頼ればよいのだという姿勢では、処理はおぼつかない。(島岡委員)

<方向性(案)>

- ① 被災地域においては、自らの保有する廃棄物処理施設や最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用する等、極力自己の域内において処理を行うとの主体性が求められる。
- ② しかしながら、大量の災害廃棄物が発生する巨大災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、広域的に処理を進めることが必要となる。
- ③ このため、非被災地域においても、被災地域の災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、広域処理の受入れに積極的に協力することが求められる。
- ④ また、広域での処理を円滑に行うためには、発災前からの広域での協力・連携体制の構築が求められるが、災害は、発災前の想定どおりの規模、地域等で発生するとは限らないことから、巨大災害の発災後には、発災前に構築しておいた広域での協力・連携体制を柔軟に見直すことが効果的な場合もあることに留意が必要である。

(6) 災害廃棄物に係る一般廃棄物・産業廃棄物の区分と処理責任の整理

<委員からの御意見>

- ① 東日本大震災における仙台市の処理の成功事例は、平時からしっかりとした廃棄物処理の取り組みが行われていたが故の成果と認識。平時ということに非常に重きを置いて、一般廃棄物と産業廃棄物という枠組みの線は大事にするべき。(吉岡委員)

- ② 災害廃棄物の処理は、適正、円滑性のみならず迅速性という観点で考えることが必要。廃棄物処理法の仕組みを活用に当たっては、迅速性を確保する観点から、既存の仕組みを点検した上で必要な改善を行うことが必要。（森谷委員）
- ③ 迅速性の確保という観点から既存制度を点検していくことが必要。今の廃掃法が完全に壁になっているということではないが、一廃の枠で進めていくと、産廃ならできることができなかつたりといった少しずつの壁があるので、点検の中で取り払っていくべき。（志村委員）

<方向性（案）>

- ① 数十年、数百年に一度の巨大災害のときにのみ適用される廃棄物処理の仕組みを整備するだけでは、実際に巨大災害が発生したときにその仕組みが十分に機能しないおそれが高くて高い。このため、適正な廃棄物処理を堅持した上で、円滑かつ迅速にこれを行うためには、廃棄物処理法の枠組みに基づきつつ、地方公共団体、事業者等が有している平常時及び通常規模の災害時の廃棄物処理体制を有機的に連携することにより、巨大災害時にも実効的な処理の仕組み、体制を整備し、維持することが有効である。
- ② 廃棄物処理法の枠組みの活用にあたっては、処理の適正性、円滑性のみならず迅速性をも確保する観点から、通常市町村が処理している一般廃棄物との質的・量的相違を踏まえて既存の制度を点検し、対策スキームを構築、維持することが重要である。

（7）地方公共団体において処理困難な場合の国による代行処理のあり方

<委員からの御意見>

- ① 仮設処理施設の有効活用を図ろうとすると、一定期間の施工期間、一定期間の慣らし期間が必要となり、迅速性重視という観点に逆行するのではないか（「東日本大震災の教訓として、国代行処理においては仮設処理施設のさらなる有効活用を図るべきではないか」という問題認識に対する御意見）。（千葉委員）
- ② 東日本大震災では、災害廃棄物処理を国が全面的に引き受けることになったときに、市町村が一切を国で取り仕切ってほしいというスタンスになってしまった雰囲気があった。市町村には、被害者という側面と、当事者としてしっかり取り組まないと物事が進まないという側面があり、両面とも重要。（鈴木委員）（再掲）

<方向性（案）>

- ① 東日本大震災時には、発災後に国が特定の地域の災害廃棄物の処理を代行する制度が整備されたため、被災地域における発災前からの準備又は被災地域の地方公共団体が被災後にそれぞれ策定した処理計画全般との連携について、十分な整合を図る時間的余裕がなかった。このことによって、被災地域の主体的な処理の一部に遅れが生じ、仮設処理施設の設置が遅れる、処理施設が十分に活用できない等の教訓が得られた。

- ② 今後起こり得る大規模な災害に備えて、今から国による代行制度について検討する場合には、これら東日本大震災の教訓を十分に踏まえ、被災地域の主体的な処理を支援するとの観点及び国の直接的な関与により被災地域全体の処理期間が短縮される等より合理的な処理を実現できるかとの観点から制度設計を行うことが求められる。例えば、代行処理の受け入れの要件の検討に当たっては、仮設処理施設の有効活用の観点から、国設置の仮設処理施設においては、代行処理の対象とする地方公共団体外以外から排出された災害廃棄物についても受け入れて処理可能とすること等を要件として求めることを検討すべきである。
- ③ なお、国が代行処理を行う場合に限らず、仮設処理施設は、その有効活用の観点から、過大とならない適正な規模及び機能を有するように設計・設置を行うとともに、他の処理施設とも連携して設置地域以外の地域から排出された災害廃棄物も受け入れるといった弾力的な運用を行う等、稼働率を高い水準で維持できるような設計、設置、運用に努めることが望ましい。

1-2. 特例措置の整備について

(1) 仮設処理施設の設置を円滑・迅速に行うための特例措置

※ 第2回巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会では特に御意見はなかったが、グランドデザインにおいては、「できるだけ早期に地域の合意が得られた仮設処理施設における災害廃棄物処理に着手できるよう、仮設処理施設の設置に係る諸手続きに関する特例措置について検討する」ものとされている。

<方向性（案）>

- ① 仮設処理施設の設置の円滑化、迅速化については引き続き検討する必要がある。
- ② 具体的な検討項目としては、移動式の建設重機や既存の産業廃棄物処理施設を中間処理工程で活用することのほか、仮設処理施設の設置に係る諸手続（廃棄物処理法に基づく生活環境影響評価の効率化等）に関する特例措置を整備することが考えられる。

(2) 元請け・下請け関係を前提としたJVによる委託処理を可能とするための特例措置

<委員からの御意見>

- ① 下請けだけでなく孫請け等も特例として認めてもらいたい。JVをより速やかに組成できるようになる。（近藤委員）

<方向性（案）>

- ① 災害廃棄物の発生量が極めて多くなる巨大災害時には、被災した市町村からの委託を受けて処理作業を実施する民間事業者の数が多数に上る一方、契約事務を行う行政の要員には限りがあることから、迅速な処理を確保するためには契約事務手続の簡素化を図る必要がある。
- ② その有効な方策の一つは、JV（共同企業体）の活用であり、それを一層活用するため、JVに委託する側の地方公共団体が責任を持って適正処理を行うことができるかとの観点から、再委託、さらには再々委託（孫請け）を認める特例を設けることについて慎重に検討する必要がある。

(3) その他東日本大震災時に適用したさまざまな特例的な通知等について、巨大地震発生時にも適用することとなるものをあらかじめ体系的に整理し周知することが必要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 廃掃法以外の法律で支障になるところもあるので、それらを一括してまとめて発災時には自動的に発動するようなパッケージを、新法の制定も視野に入れてあらかじめ準備し、発災時にはそのような特例等が発動されるということを事前に知らせておくことが必要。（志村委員）
- ② 特例的な通知等を取りまとめて周知することは、しっかりやってもらいたい。（岩田委員）
- ③ 特例が五月雨的に発出される仕組みでは、処理に時間を要してしまう。パッケージ化された特例等の措置が取られることが望ましい。（井手委員）

<方向性（案）>

- ① 東日本大震災時には、平時と異なる特例的な対応についての通知等が五月雨のように発せられた。地方公共団体における巨大災害への備えを円滑なものとするためには、これらのうち次の巨大災害発生時にも適用することとなるものを含め、発災時に適用することとする特例的措置を指針等により整理し、あらかじめ周知することが必要である。

(4) 上記以外に、災害対策基本法に基づく災害発生時の廃棄物処理基準や委託基準の特例措置制度の活用も含め、どのような特例措置等が求められるか

<委員からの御意見>

- ① 迅速性の確保という観点から既存制度を点検していくことが必要。今の廃掃法が完全に壁になっているということではないが、一廃の枠で進めていくと、産廃ならできるこ

とができなかつたりといった少しずつの壁があるので、点検の中で取り払っていくべき。(志村委員)(再掲)

- ② 有害物質の環境中への放り出しリスクについては、発災前に準備すべき計画策定時にも必要な情報となる。(貴田委員)
- ③ 瀬戸内海の関連法令や自治法の契約の方法、WTO等、現実的に壁となっているものがあるので、検討の視野に入れた方がよい。(遠藤委員)

<方向性(案)>

例えば、以下に示す点について特例措置等を検討する必要がある。

- ① 一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設は別の用途に供する建築物として運用されているため、産業廃棄物処理施設で災害廃棄物の処理を行う場合、別途の都市計画決定が必要となるところ、円滑かつ迅速な処理を確保する観点から特例措置等を検討する必要がある。
- ② 災害廃棄物処理における海面処分場の果たす役割の重要性に鑑み、海面処分場の活用を円滑に進めるため、廃止に至る期間の長期化や跡地利用の制約等の海面処分場が抱える問題への対応を検討する必要がある。
- ③ 有害物質の環境中への放り出しリスクに係る評価・軽減のため、発災前後に必要な情報の収集方法について検討する必要がある。
- ④ 処理に係る事務手続を簡素化するため、処理に係る発注手続、契約事務等の効率化について検討する必要がある。

2. 巨大災害に備えた各主体による対応及び主体間連携の促進(発災前対策)

(1) グランドデザインで示されているとおり、発災前からの備えとして、各地域(都道府県及び市町村)による災害廃棄物に係る処理計画的なものを策定することが必要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 平時の発災前の備えという点で、さまざまな検討が地方公共団体等で進みつつあるが、一過性のものに終わらないように、進捗管理を行っていくような仕組みを構築してはどうか。(大迫委員)

<方向性(案)>

- ① 発災前からの備えとして、各地域ブロックにおいて巨大災害時の災害廃棄物に係る処理計画的なものを策定することが必要である。
- ② このような平時の発災前の備えが一時的なもので終わらないようにするため、各地方

公共団体における災害対策はもちろんのこと、地域ブロックの協議の場を、発災前の処理計画等の策定後も解散せず、維持していくことが必要であり、そのための仕組み、支援のあり方（例えば定期的な事前防災訓練や研修の実施等）を検討する必要がある。

(2) 発災前の都道府県及び市町村による災害廃棄物に係る処理計画的なものの策定に際して役立つもの（指針的なもの）を環境省が示すことが必要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 事前の処理計画の作成方法について、誰が、どのような情報を集めて、どういうフォーマットで計画を作っていくのかという手順をしっかりとっておくことが重要。（平山委員）

<方向性（案）>

- ① 発災前の都道府県及び市町村による巨大災害時の災害廃棄物に係る処理計画的なものの策定に際し、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定）も踏まえつつ、指針的なものとしてその手順、方法等を環境省が示すことが必要である。

(3) 地域ブロック単位での連携や、被災地域以外の地方公共団体の広域的な協力が重要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 巨大災害においては、隣の地区はもちろんのこと、太平洋沿岸一帯が被害を受けることになるので、基本、原則は各地方公共団体がきちんと処理を行っていくという意識を持つようにする必要があり、広域処理に頼ればよいのだという姿勢では、処理はおぼつかない。（島岡委員）（再掲）
- ② 「被災地域以外の地方公共団体の広域的な協力」とあるが、具体的にどこの地域なのか、日本海側も含むのかというようなことも含めて検討が必要。（島岡委員）
- ③ 小さな市町村単独で考えていくのではなくて、やはり最初からある程度ブロック的な考え方で役割を考えていくことが現実的。（福島委員代理）（再掲）
- ④ 巨大災害も常に最大級が想定されるわけではないので、災害規模の大小に対応する形で、対応する地域の主体といったものを想定して、特に発災後から発災前に遡って考えていくのがよいと考える。（福島委員代理）

<方向性（案）>

- ① 地域ブロック単位での連携が重要であり、地域ブロック内での連携においては、被災地域以外の地方公共団体も協力することが重要である。

- ② そのためには、可能な限り県内処理を行うこと、その県内で処理しきれないものについては、同一地域ブロックに属する都道府県の協力により処理すること、さらに地域ブロック内での広域連携によってもなお処理しがたい場合には、地域ブロック間の連携により処理を行うという考え方に基づいて対策を講じることが基本となるが、他方、被害の範囲や程度に応じて合理的な処理となるよう弾力的に考えることも重要である。

(4) 災害廃棄物対応に利用する用地（仮置場、仮設処理施設用地）確保が重要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 仮置場や仮設処理施設の設置について、その手続きを示すことや用地がない場合の方策といったことも事前に検討していただきたい。（永田委員、同旨貴田委員）

<方向性（案）>

- ① 災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、そのために必要となる用地（特に、仮置場、仮設処理施設の設置）確保は非常に重要である。仮置場や仮設処理施設の用地確保に関する一般的な手続については、すでに災害廃棄物対策指針において示しているところであるが、引き続き、発災前に用地を用意することができない場合の代替方策等を含めて検討する必要がある。

(5) 民間事業者の果たす役割が大きいことに鑑み、さまざまな事業者団体との協力体制を事前に構築するとともに、民間事業者も参加する事前訓練の実施を検討すべきではないか

<委員からの御意見>

- ① 主体間連携の促進は非常に重要。また、事前訓練には、民間事業者もぜひ参加させてもらいたい。（井手委員）

<方向性（案）>

- ① 民間事業者の果たす役割が大きいことに鑑み、さまざまな事業者団体との協力体制（災害時の協力協定の締結等）を事前に構築することが必要である。
- ② その一環として、地方公共団体が実施する災害廃棄物対策等の事前防災訓練には、民間事業者も参加することが望ましい。

3. 巨大災害発生時の各主体による対応及び主体間連携の促進（発災後対策）

(1) 巨大災害は、発災前の想定のとおりには発生するとは限らないことから、発災後に、都道府県又は市町村が災害廃棄物処理に係る具体の実行計画的なものを策定することが必要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 巨大災害も常に最大級が想定されるわけではないので、災害規模の大小に対応する形で、対応する地域の主体といったものを想定して、特に発災後から発災前に遡って考えていくのがよいと考える。(福島委員代理) (再掲)
- ② 実行計画という新たな一つ概念が出てきたが、非常に重要である。(酒井委員長)

<方向性(案)>

- ① 災害は、実際に発生してみなければその規模、影響等を確定できないものであるため、発災後、都道府県及び市町村が災害廃棄物処理に係る具体的な処理のための実行計画を策定することは重要である。
- ② そのとき、都道府県等においては、被害の状況に応じて、当該都道府県等においてどこまで処理を行うことが可能かということと、他地域での広域処理や国の代行処理の必要性についての見極めを行った上で、発災前に準備していた計画等を適切に見直す等により、災害廃棄物処理に係る具体の実行計画等を策定することが求められる。
- ③ なお、広域での処理を円滑に行うためには、発災前からの広域での協力・連携体制の構築が求められるため、ランドデザインでは、巨大災害に備えて、各地方公共団体における備えに加えて、地域ブロック単位での発災前からの災害廃棄物処理のための行動計画を策定することを推奨しているが、巨大災害の発災後には、発災前に構築しておいた広域での協力・連携体制を柔軟に見直すことが効果的な場合が想定される。

(2) 発災後の災害廃棄物処理に係る具体の実行計画的なものの策定に当たって、照らすべき指針的なものを環境省が示すことが必要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 国交省などの再生資材を利活用する省庁とも連携した上で、トータル的な計画なり、指針というのが必要と考える。(遠藤委員) (再掲)

<方向性(案)>

- ① 発災後の災害廃棄物処理に係る具体の実行計画的なものの策定に当たって、照らすべき指針的なものを環境省が示すことが必要である。その際には、再生資材の利活用等について、政府全体として設置されることが想定される緊急災害対策本部等の枠組みを活用し、関係省庁における復旧・復興事業に関する計画等との整合及びこれらに関する政

策との連携を図る必要がある。

(3) 目標処理期間の考え方の整理

<委員からの御意見>

- ① 処理期間の目標がないと、取組のターゲットがないために取組がどんどん遅れていってしまふ。目標処理期間は設定すべき。但し、柔軟性は非常に大切な視点。(千葉委員)
- ② 一律の目標処理期間設定は、極めて困難と考える。災害の被災のレベルや、経済的又は行政的な重要性などを勘案して幾つかのレベルに分け、各々処理期間等を設定することが合理的と考える。(島岡委員)
- ③ 目標の処理期間がないと、どれぐらいの大きさの仮設処理施設が必要か等の想定ができなくなるので、柔軟性はあってよいが、ある程度の数値は出すことが発災前の準備等をスムーズに進めることにつながると考える。(近藤委員)
- ④ 3年間等と目標処理期間を短く設定すると、有効利用し切れず、処理してしまわないといけない場合が出てくる。ごみの種類によっては、目標処理期間の延長を計画全体の中で考えればよいと考える。(貴田委員)

<方向性(案)>

- ① 取組の目標期間を示さないことで、仮設処理施設の規模を含む処理の方針の決定が遅れ、結果的に処理そのものの遅れにつながってしまうことを防止するため、発災後の災害廃棄物処理に係る実行計画的なものには、目安としての処理期間を記載することが必要である。
- ② 処理期間の設定に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえれば、災害廃棄物の処理を復旧・復興の前提と位置付けてあらゆる性状の災害廃棄物を全て短期間で処理するための期間ではなく、地域及び災害廃棄物の特性に応じたある程度柔軟な目標としての期間を設定すべきである。具体的には、腐敗性の廃棄物については、生活環境保全上の支障のおそれの程度に応じてできるだけ速やかな処理が求められ、可燃性廃棄物についても、それに次いで早期の処理が必要となる一方、がれき等については、復旧・復興事業における再生資材の利用の内容や進捗に応じて柔軟に対応することが必要である。
- ③ ただし、処理期間の設定に当たっては、これら廃棄物の性状のほか、災害の被災のレベルや、経済的又は行政的な重要性などを勘案して、地域によっては異なる処理期間を別途設定することが必要な場合が想定されるため、さらなる検討が必要である。
- ④ 発災前においても、広域連携のあり方や必要な仮設処理施設の規模等を検討するため、地域ブロックの議論において、災害廃棄物の発生量予測、処理能力の予測、地域の復旧・復興に要する期間の求めなどを踏まえて処理期間の目安を定めることが考えられる。

4. 巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る財政支援等

(1) 国による財政支援制度（費用負担面、手続面）を充実させることが重要ではないか

<委員からの御意見>

- ① 例えば建物の解体は、東日本大震災等では国の財政支援の対象となったが、通常災害では対象とならない。巨大災害時に何に対して財政支援が受けられるのかがあらかじめわかっていないと、対策計画の立案が困難となる。
首都直下地震の災害廃棄物処理費用を全額国で負担するかという観点もあるが、東京の中心部については1年で処理をせよというようなことになった場合、東京都で全額負担することも困難。そういったところのバランスも見ながら、東日本大震災や阪神・淡路大震災と同程度の財政措置はしてもらえろという前提で考えているところ。（志村委員）
- ② 公共施設ががれき等になった場合、通常災害では補助の対象外であるが、東日本大震災時には、市町村の施設については補助対象とされた。しかし、国や都道府県の施設については依然として対象外であったため、次の巨大災害時には財政措置がなされることが望ましい。（遠藤委員）

<方向性（案）>

- ① 被害規模の確定しない発災前において発災後の国による財政支援を制度化することについては限られた財源の下では大きな制約があるものの、国による財政支援制度の充実には重要な課題であり、引き続き発災前における支援のあり方を中心に検討する必要がある。

(2) 廃棄物処理システムの強靱化に資する地方公共団体への財政支援メニューを整備することが重要ではないか（「循環型社会形成推進交付金」スキームの効果的な活用等）

<委員からの御意見>

- ① 海面処分場は、災害廃棄物処理に大きく貢献できるものである一方、事前に建造しておく必要があるため、災害対策に対する先行投資的なものとして、国からどういう財政措置を検討してもらえるかが一つの焦点と考える。（田中委員）
- ② 都道府県が行う備えとしての施設整備に対して、財政当局の理解が得られない場合がある。例えば仮置場の選定について、都道府県が市町村と協力して行う場合には国の補助金が出るというような都道府県の役割の明確化とそれに対する支援があることが望ましい。（志村委員）

- ③ 市町村の焼却施設に、災害廃棄物処理のための余裕を持たせておくことも重要。例えば一定程度の余裕率を示し、そこまでは循環交付金の対象として、余裕のある施設整備を推進するといった手法もある。（志村委員）
- ④ 循環交付金制度において、災害廃棄物処理に貢献する施設整備に係る交付率を上げること、災害廃棄物処理のための余裕率を認めることともにぜひお願いしたい。また、廃棄物処理施設へのアクセスのために橋梁が必要な場合などにおいては、それも一体のものとして財政支援をお願いしたい。（福島委員代理）

<方向性（案）>

- ① 大規模災害時に災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うためには、廃棄物処理に係る人員・体制の整備・維持、他の市町村、都道府県、民間事業者等と連携して処理に当たるためのネットワークの構築、また、これらネットワークによって実現される処理施設の多重性や施設そのものの耐震化といった、一連の廃棄物処理システム全般を今以上に強靱なものとしていく必要がある。
- ② これら廃棄物処理システムのうち、平時においても国が財政支援している廃棄物処理施設については、施設の老朽化、耐震強化の観点からもその配置・設置の在り方が検討されており、大規模災害への備えは、これら平時における施設整備の在り方と緊密に連携させて検討させる必要がある。
- ③ 検討するに当たっては、災害対策として処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的観点、自らの保有する廃棄物処理施設や最終処分場等を最大限活用する等、極力自己の域内で災害廃棄物処理を行うという地方公共団体の主体性の確保とその支援といった観点、複数の市町村のみならず都道府県レベルにおける広域連携を進めるための地方公共団体の主体性の確保とその支援といった観点、また、人的ネットワークのみならず処理施設及びこれを取り巻く社会インフラ等におけるネットワークの確保・維持といった観点が重要である。

(3) その他（横断的・全般的事項）

<委員からの御意見>

- ① 対象とする巨大災害の考え方について、今後の検討をお願いしたい。（酒井委員長）

<方向性（案）>

- ① 本検討委員会においては、昨年度から、東日本大震災以上の災害、具体的には、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震を想定した検討を行ってきた。今後、巨大災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための枠組み、措置等を具体的に検討していくためには、これまでよりも踏み込んで、対象とする災害の規模、影響等について検討する必要がある。

- ② 対象とする災害の規模等は、巨大災害が発生した後、各種特例措置等の災害廃棄物対策を実際に運用するときの基準となることから、その設定に当たっては、災害廃棄物処理の困難性や、災害時における政府の他の施策との整合性の確保、連携の強化等の観点から、ある程度明確な基準をもって対象とする災害を特定できるものとする必要がある。
- ③ 加えて、いつ起こるかわからない巨大災害に備えるという観点だけではなく、巨大災害への備えを促進することにより、平時からの減災・防災対策、ひいては、より適正かつ効率的な廃棄物処理の推進に資する取組を行うとの観点（すなわち、前記1. から3. までの措置・支援等のうち、発災前の備えが必要な規模の災害とは何かを検討する意義もあるとの観点）も念頭に置いて、対象とする災害の規模等の検討を行うことが求められる。